

デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会
コンプライアンスWG（第3回）
議事要旨

- 1 日時：令和3年4月16日（金）15:00～16:20
- 2 場所：WEB 会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員
根本主査、清水構成員、巽構成員、丹生谷構成員
 - ・ 総務省
佐々木郵政行政部長、菱沼企画課長、渋谷郵便課長、高田貯金保険課長、
徳光信書便事業課長、谷内検査監理室長

- 4 議事
 - (1) 事務局より、資料3-1～3-4に基づき説明が行われた。
 - (2) 全体を通じて、意見交換が行われた。

- 5 構成員等からの主な意見
 - 日本郵便に対する監督指針に含まれていた経営管理態勢や業務運営態勢の適切性という項目を、日本郵便もしくはかんぽ生命、ゆうちょ銀行に対するグループガバナンスの遂行という観点で、日本郵政への監督指針にも入れた方がよい。
 - 当該行為の重大性・悪質性という項目の中に、行為自体の悪質性、故意性の有無と並んでいるが、行為自体の悪質性を、故意でやったのかどうか、もしくは故意に近いような形で重大な過失に基づいて不適切なことをしたのかという観点で、故意性の有無に吸収した方がわかりやすいのではないか。
 - もともと故意性の有無の項目は、作為であることを念頭に置かれていたと思うが、故意性の有無に行為自体の悪質性の項目を吸収するのであれば、作為も不作為も両方取り上げていることが分かるようにしてほしい。
 - 日本郵政に対する監督指針の監督の目的という項目に、日本郵便株式会社の管理等を目的とするとあるが、同じく子会社であるかんぽ生命やゆうちょ銀

行の管理は目的としていないのかという疑問が出てくる可能性があるため、日本郵便以外のグループ構成会社との関係を少し整理していただくとよい。

- 監督上の主な評価項目として、「不祥事案が発覚した際」の対応が適切か、という記載が出てくるが、未然に防止する観点での記述を盛り込んではどうか。

(以上)